証券コード　5807
平成27年６月９日

株　主　各　位

東京都港区西新橋三丁目８番３号
東京特殊電線株式会社
取締役社長 立　川　直　臣

第97期定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第97期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

なお、当日ご出席おさしつかえの場合は、書面によって議決権が行使できますので、お手数ながら後記株主総会参考書類をご検討くださいまして、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、平成27年６月24日（水曜日）午後５時までに到着するようご送付いただくようお願い申しあげます。

また、議決権を有する他の株主１名を代理人として株主総会にご出席いただくことも可能です。ただし、その場合代理人を証明する書面のご提出が必要となりますので、ご了承ください。

敬　具

記

１．日　　時　平成27年６月25日（木曜日）午前10時

２．場　　所　東京都港区芝公園二丁目４番１号
芝パークビルＢ館地下１階
コンベンションホールＡＰ浜松町　ルームＡ

３．会議の目的事項

報 告 事 項　１．第97期（平成26年４月１日から平成27年３月31日まで）事業報告、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件

２．第97期（平成26年４月１日から平成27年３月31日まで）計算書類の内容報告の件

決 議 事 項

第1号議案　剰余金処分の件

第2号議案　定款一部変更の件

第3号議案　取締役８名選任の件

第4号議案　監査役１名選任の件

以　上

◎　当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。

◎　株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載すべき事項を修正する必要が生じた場合は、修正後の事項を当社のホームページ（http://www.totoku.co.jp/）に掲載いたしますのでご了承ください。

（添付書類）

事　業　報　告

（平成26年４月１日から
平成27年３月31日まで）

１．企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度における経済情勢は、米国は回復基調が継続したものの欧州では景気停滞と不透明感が続き、新興国の一部では景気低迷による下振れ懸念を抱えた状況で推移しました。

国内は金融緩和をはじめとした経済対策効果による円安、株高等により景気は緩やかな回復基調が続きました。

このような経営環境の中、当社グループは不採算事業・不採算製品からの撤退を行うとともに、特長ある技術力を活かした製品の開発、品質向上及び原価低減策を推進すること等により損益改善に努めてまいりました。その結果、平成27年３月期第３四半期連結累計期間には一定の損益改善及び財務体質の改善を実現したことから、平成27年３月25日に臨時株主総会を開催しＡ種優先株式を自己株式として取得することを決議し、同日開催の取締役会決議に基づき当該自己株式を消却いたしました。こうした資本政策により、既存株主の皆様の株式価値の希薄化を抑制し、また、対外的な信用度を高めるとともに機動的な経営施策の実行を可能とする体制確立を図ってまいりました。

当連結会計年度の業績につきましては、売上高は、海外子会社は堅調でしたが、国内は情報機器事業の吸収分割による売上減少並びに鉄道ケーブル及び三層絶縁電線の受注量減少の影響により、前期比13億１千３百万円減少し169億６千３百万円となりました。

営業利益は、生産性向上及び原価低減活動を積極的に推進してまいりましたが、売上高の減少により、前期比２億６千万円減少し11億７千１百万円となりました。

経常利益は、環境対策引当金戻入益９億８千２百万円並びに持分法による投資利益４億５千１百万円があったこと等により、前期比10億１千１百万円増加し26億７千６百万円となりました。なお、環境対策引当金戻入益は、従来より当社はポリ塩化ビフェニル（ＰＣＢ）の撤去等、環境関連費用の支出に備えるため環境対策引当金を計上しておりましたが、当社の保有するＰＣＢ汚染物に関して民間業者での処理が可能となったことを契機に、処分費用の再見積りをした結果、従来の見積額との差額を第１四半期連結累計期間において環境対策引当金戻入益として営業外収益に計上したものであります。

当期純利益は、特別損失として固定資産除却損１億８百万円及び関係会社清算損１億４千７百万円等を計上しましたが、経常利益が増加したことから、前期比８億９百万円増加し22億６千４百万円となりました。

当社グループは、「電線・デバイス事業」の単一セグメントとしておりますが、主要製品の概況は以下のとおりです。

ケーブル・配線材は、プリンター等に使用されるフレキシブルフラットケーブル及びマイクロウェーブ用同軸ケーブルアセンブリ等のケーブル加工品の受注量は堅調に推移しましたが、鉄道ケーブル及びゲーム機等の電源トランスに使用される三層絶縁電線の受注量は減少しました。

ヒータ関連製品は、自動車向けのシート用ヒータ及び水道凍結防止用ヒータ等のヒータ加工品は堅調に推移しました。

線材加工品は、スマートフォン等の基板検査用の半導体検査治具に使用されるコンタクトプローブ及びスマートフォンのカメラモジュールの手振れ補正用のサスペンションワイヤが好調に推移しました。

当社単独の業績につきましては、売上高は、前期比23億６千７百万円減少し66億１千万円となりました。損益面におきましては、営業利益は、前期比４億４千７百万円減少し４億４千４百万円となりました。また、経常利益は、前期比４億３千６百万円増加し15億３千万円となり、当期純利益は、前期比１億９千５百万円増加し15億９千３百万円となりました。

(2) 資金調達等についての状況

設備投資の状況

当連結会計年度中に実施した設備投資の総額は９億５千４百万円となりました。

(3) 直前３事業年度の財産及び損益の状況

① 直前３事業年度の財産及び損益の状況

区　　分	第94期 (平成24年３月期)	第95期 (平成25年３月期)	第96期 (平成26年３月期)	第97期 (当連結会計年度) (平成27年３月期)
売上高（百万円）	26,899	20,638	18,276	16,963
経常利益（百万円）	△314	329	1,665	2,676
当期純利益（百万円）	△3,192	290	1,455	2,264
１株当たり当期純利益（円）	△71.92	4.27	21.24	331.63
総資産（百万円）	21,736	18,690	16,348	17,059
純資産（百万円）	4,424	5,235	6,422	7,124

（注）１．△は損失を示しております。
２．１株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数に基づいて算出しております。
３．第97期（当期）の業績は、前記「(1) 事業の経過及びその成果」に記載のとおりであります。

② 事業報告作成会社の直前３事業年度の財産及び損益の状況

区　　分	第94期 (平成24年３月期)	第95期 (平成25年３月期)	第96期 (平成26年３月期)	第97期 (当事業年度) (平成27年３月期)
売上高（百万円）	18,099	12,859	8,977	6,610
経常利益（百万円）	△470	285	1,094	1,530
当期純利益（百万円）	△3,172	5	1,398	1,593
１株当たり当期純利益（円）	△71.38	0.08	20.39	232.64
総資産（百万円）	15,858	12,168	9,124	8,270
純資産（百万円）	2,773	2,723	4,240	3,577

（注）１．△は損失を示しております。
２．１株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数に基づいて算出しております。
３．第97期（当期）の業績は、前記「(1) 事業の経過及びその成果」に記載のとおりであります。

(4) 対処すべき課題

当社グループは、これまで事業の選択と集中を基本として事業構造改革を実行するなど全社をあげて業績の回復に努めてまいりましたが、更に黒字体質への転換を促進し、ステークホルダーに貢献する企業への変革を実現するため、経営諸施策に取り組んでまいります。

特に、既存顧客向けの既存製品については、当社グループにおける基盤分野として、しっかりと維持し伸長させていくために、品質、コスト、納期を徹底的に追求し、ものづくり力の一層のレベルアップを図ってまいります。また、成長分野としては、当社の強み・特長を活かせる製品開発及び新規顧客開拓・拡販活動を推進し、中期的成長の柱とすべく注力してまいります。

製品分野別には、電線製品においては、ケーブル関連では、新規拡販と徹底した原価低減を図ることにより安定的な収益を確保するとともに、当社独自技術により高速伝送や低損失、高耐熱等に優れた製品の開発・新規拡販を推進し、中期的に安定した事業としてまいります。

ヒータ製品においては、車載用シートヒータなど技術・品質面での強みを活かし生産体制の拡充に取り組むとともに、派生する新製品の市場投入も行い売上拡大を図ってまいります。

中国にある生産拠点においても、ヒータ製品を主力事業として、グローバル市場での展開を促進してまいります。

デバイス製品においては、主要製品である線材加工品は、当社が長年培った素材技術、精密加工技術等を活かした特長ある製品により既存市場での競争力をより強固なものとする一方で、用途開発に努め更なる成長・拡大に繋げてまいります。インドネシア及びフィリピンの生産拠点では、主力のプリンター用フレキシブルフラットケーブルについて、より一層お客様のニーズに応えるべく、ものづくり力の強化に取り組み事業拡大を図ってまいります。

市場環境は変化が激しく予断を許しませんが、損益重視の方針のもと、当社の特長ある技術を活かした製品の売上拡大を図るために、営業と技術・製造が一体となって市場ニーズに対応した製品の開発と拡販に注力するとともに、原価低減の徹底、ものづくり力の向上、経費削減等に継続して取り組むなど全社一丸となって収益力を高め、企業価値の向上につなげてまいる所存であります。

株主の皆様におかれましては、今後ともなお一層のご支援とご理解を賜りますようお願い申しあげます。

(5) 当連結会計年度の末日における主要な事業内容（平成27年３月31日現在）

電線・デバイス：ケーブル、配線材、メッキ線、合金線、ヒータ応用製品、ケーブル加工品、線材加工品等の製造・販売

(6) 当連結会計年度の末日における主要な営業所、工場並びに使用人の状況（平成27年３月31日現在）

① 主要な営業所及び工場等

１．当社

ａ）本社

東京都港区西新橋三丁目８番３号

ｂ）営業所

西日本営業所（大阪市）

ｃ）工場

上田事業所（長野県上田市）、丸子事業所（長野県上田市）

２．子会社等

ａ）製造・販売会社

【国内】

㈱特電（長野県上田市）、㈱トクデンプロセル（群馬県高崎市）

【海外】

東特(浙江)有限公司（中国）、
PT.TOTOKU INDONESIA（インドネシア）、
TTI LAGUNA PHILIPPINES INC.（フィリピン）

ｂ）その他

東特運輸㈱（長野県上田市）、アットライフ㈱（長野県上田市）

② 企業集団の従業員の状況

従業員数（名）	前連結会計年度末比増減（名）
1,010	△24

（注）１．従業員数には、執行役員並びに企業集団外への出向者は含まれておりません。
２．当社は、当期より電線・デバイス事業の単一セグメントとなったため、セグメント別の記載はしておりません。

(7) 重要な親会社及び子会社の状況（平成27年３月31日現在）

① 親会社の状況

当社の親会社は古河電気工業株式会社で、同社は当社の株式3,847千株（議決権比率56.7%）を保有しております。

当社は親会社である古河電気工業株式会社と電線・デバイス製品の販売及び原材料の購入を行っております。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	議決権比率	主要な事業内容
	千人民元	%	
東特（浙江）有限公司	89,393	100.00	電線、電線加工品の製造、販売
	千US$		
PT. TOTOKU INDONESIA	7,360	100.00	電線、電線加工品の製造、販売
	百万円		
東特運輸株式会社	80	61.25	一般貨物自動車運送事業

（注）１．前期からPT. TOTOKU INDONESIAを重要な子会社に含めております。

２．東特運輸株式会社に対する当社の議決権比率のうち、6.25%は当社の連結子会社を通じての間接所有によるものであります。

(8) 主要な借入先及び借入額（平成27年３月31日現在）

借入先	借入額
	百万円
株式会社みずほ銀行	1,193
株式会社りそな銀行	620
株式会社三井住友銀行	267

２．株式に関する事項（平成27年３月31日現在）

(1) 発行可能株式総数　176,000,000株

(2) 発行済株式の総数　6,808,788株

（注）株式併合（10株を１株に併合）を実施しております。

(3) 当該事業年度末の株主数　4,181名

(4) 大株主の状況

株主名	普通株式	持株比率
	株	%
古河電気工業株式会社	3,847,248	56.50
株式会社みずほ銀行	201,482	2.95
株式会社りそな銀行	149,700	2.19
日本証券金融株式会社	93,400	1.37
大和証券株式会社	56,500	1.25
住友生命保険相互会社	55,400	0.82
株式会社ＳＢＩ証券	49,300	0.72
朝日生命保険相互会社	47,200	0.69
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	47,100	0.69
三洋貿易株式会社	46,000	0.67

３．会社役員に関する事項（平成27年３月31日現在）

（1）取締役及び監査役の状況

会社における地位	氏　　名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役	立　川　直　臣	取締役社長
取　締　役	石　川　　宏	
取　締　役	米　山　直　人	富士電機株式会社特別顧問 古河電池株式会社社外取締役
取　締　役	森　平　英　也	古河電気工業株式会社戦略本部経営企画室長
取　締　役	小相澤　　久	執行役員（技術統括部長）
取　締　役	国　安　哲　史	執行役員（経営企画部長、経理担当）
取　締　役	小宮山　秀　俊	執行役員（電線・デバイス事業部長）
取　締　役	北　澤　登与吉	執行役員（管理部長） アットライフ株式会社取締役社長
監査役（常勤）	神　代　博　之	
監　査　役	小　川　博　正	古河電気工業株式会社常勤監査役 株式会社ビスキャス社外監査役
監　査　役	五　藤　　基	
監　査　役	増　戸　清　隆	

（注）１．平成26年６月26日開催の第96期定時株主総会において、米山直人、森平英也、国安哲史の各氏は、新たに取締役に選任され、それぞれ就任いたしました。

２．平成26年６月26日開催の第96期定時株主総会終結の時をもって、中山克志、柏木隆宏、牧　謙の各氏は取締役を任期満了により退任いたしました。

３．取締役のうち、石川　宏、米山直人、森平英也の各氏は、会社法第２条第15号に定める社外取締役であります。

４．監査役神代博之、小川博正、五藤　基、増戸清隆の各氏は、会社法第２条第16号に定める社外監査役であります。

５．監査役小川博正氏は、当社の親会社である古河電気工業株式会社の経理・財務に関する業務に４年６ヵ月間従事しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

６．監査役五藤　基、増戸清隆の両氏は、金融機関における勤務経験や法人の監査役を歴任されるなど、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

７．取締役のうち、石川　宏、米山直人の両氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

(2) 取締役、監査役の報酬等の総額

区　　分	人　数	報酬等の額	摘　　要
取　締　役	10人	111,858千円	うち社外取締役　4人　10,680千円
監　査　役	4人	27,813千円	うち社外監査役　4人　27,813千円
計	14人	139,671千円	うち社外役員　8人　38,493千円

（注）　上記の取締役及び監査役の支給人員は、平成26年６月26日開催の第96期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役２名を含んでおります。

(3) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先である他の法人等と当社との関係

取締役米山直人氏は、古河電池株式会社の社外取締役を、監査役小川博正氏は、古河電気工業株式会社の常勤監査役及び株式会社ビスキャスの社外監査役を兼職しております。なお、古河電池株式会社は、当社の親会社である古河電気工業株式会社の子会社であり、株式会社ビスキャスは、当社の親会社である古河電気工業株式会社の持分法適用関連会社であります。また、株式会社ビスキャスと当社との間には特別の関係はありません。

② 社外役員の主な活動状況

取締役会を、当期において13回開催いたしました。

社外取締役の石川　宏氏は13回開催された取締役会のうち12回の取締役会に、米山直人氏は平成26年６月の就任後、10回開催された取締役会のうち８回の取締役会に、森平英也氏は平成26年６月の就任後、10回開催された取締役会のうち８回の取締役会に出席し、各社外取締役は、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。

社外監査役の神代博之氏、五藤　基氏、増戸清隆氏は全ての取締役会に、小川博正氏は13回開催された取締役会のうち12回の取締役会に出席し、意思決定の適正性を確保する見地からの発言を適宜行っております。

監査役会を、当期において12回開催いたしました。

社外監査役の神代博之氏、小川博正氏、五藤　基氏、増戸清隆氏の各氏は全ての監査役会に出席し、監査の方法、その他監査役の職務執行に関し、意見交換を適宜行っております。

③ 責任限定契約に関する事項

当社は、平成18年６月27日開催の第88期定時株主総会で定款を変更し、社外取締役及び社外監査役の責任限定契約に関する規定を設けております。

当該定款に基づき当社が社外取締役及び社外監査役の全員と締結した責任限定契約の内容の概要は次のとおりです。

１．社外取締役の責任限定契約

社外取締役は、本契約締結後、会社法第423条第１項に規定する損害賠償責任について、その職務を行うにあたり善意でかつ重大な過失がないときは、法令が規定する額を限度として損害賠償責任を負うものとする。

２．社外監査役の責任限定契約

社外監査役は、本契約締結後、会社法第423条第１項に規定する損害賠償責任について、その職務を行うにあたり善意でかつ重大な過失がないときは、法令が規定する額を限度として損害賠償責任を負うものとする。

４．会計監査人に関する事項

(1) 名称

新日本有限責任監査法人

(2) 報酬等の額

	支　払　額
当事業年度に係る報酬等の額 公認会計士法第２条第１項の業務に係る報酬の額	39,000千円
当社及び子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	39,000千円

（注）　当社と会計監査人との間の監査契約において会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障があると認められる場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定する。

また、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役会で協議のうえ、監査役全員の同意に基づき監査役会として、会計監査人を解任する。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任理由を報告する。

５．業務の適正を確保するための体制等の整備についての決議の内容の概要

(1) 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

・取締役および従業員は、「経営方針」および「企業行動憲章」を基本理念として、その実現を目指して企業活動を実践する。

・取締役および従業員が、法令・定款・規程類を遵守し、社会規範・企業倫理に則った行動の徹底がはかれるよう社内教育や「行動指針」の周知を行い、また法令・定款・社内規程等の遵守状況の点検、是正を行うなどコンプライアンス活動を実施する。

・コンプライアンス違反の早期発見と是正を図るため、「内部通報制度」を設置し、通報があった事案については、リスク管理委員会が適正かつ迅速に対応する。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

・取締役会、決裁書等の重要な意思決定に係る記録および書類は、法令および「文書管理規程」その他の社内規程に基づき保管する。

・電磁的媒体に記録された情報については「情報セキュリティマニュアル」等の社内規程に基づき、重要な経営資産として保護し適正に取り扱う。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

・「リスク管理規程」等の社内規程に基づき、損失の危険を未然に防止するための措置をとるとともに、損失の危険が発見されたときは、リスク管理委員会対策本部を設置し、被害を最小限に抑えるべく迅速かつ適切な対応をとる。

・事業運営における損失回避等のリスク管理については部門統括者が行うものとするが、特に損失の危険が重大な場合は特別委員会を設置して全社的対応をとる。

・取締役会、経営会議等において重要な意思決定を行う際には、当該事案から予測されうるリスクを明示し、これらを認識した上で判断する。

・執行役員、部門統括者は、会社に重大な影響を与えるリスクが認識されたときは、その内容と対応策について適宜、取締役会へ報告される体制を構築する。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

・中期経営計画、単年度予算を策定し、達成すべき経営目標を具体的に定め、各事業部門はその目標達成に向けた具体策を立案し、その達成に向けて職務を遂行する管理活動を徹底する。その達成状況については、定期的に取締役会に報告する。
・取締役会、経営会議、決裁書等で意思決定すべき事項については、それぞれ付議基準を明確に定める。
・執行役員、部門統括者等の職務分担を明確にするとともに、各部門の業務分掌を明確にし、各部署の責任者が適正かつ効率的に職務が遂行される体制とする。

(5) 株式会社ならびにその親会社および子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

・子会社別に経営責任者を定め、経営状況の把握、子会社に対する経営指導を行うとともに、一定の事項については、当社の承認を要するものとする。
・子会社へは、非常勤役員等を派遣し、経営状況の把握、経営全般の監督、意思決定等を行う。
・当社グループ全体で法令遵守および業務の適正性を確保するため、企業行動憲章、コンプライアンス、リスク管理等に関する規程類については、子会社を適用範囲として周知する等、グループ全体で取り組む体制を構築する。

(6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

・監査役からその業務を補助すべき従業員の設置を求められた場合は、監査役と協議の上、適任者を配置する。
・監査役の業務を補助すべき従業員は、監査役の指揮命令に従い、監査業務の補助を行う。

(7) 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項

・監査役の業務を補助すべき従業員は、取締役からの独立性が保障され、異動、考課、懲戒等については監査役の同意を要するものとする。

(8) 取締役および使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

・内部統制の構築・運営状況、コンプライアンスの状況、リスク管理の状況等については、取締役および担当部署の責任者が、適宜監査役へ報告する。
・会社に著しい損害を及ぼす事実、取締役の法令・定款に違反する重大な事実を発見したとき、内部通報により調査を実施したとき、または行政当局から指摘・処分等を受けたときは、取締役および担当部署の責任者は、速やかに監査役へ報告する。
・監査役が監査のために閲覧することが必要な書類等を明確に定め、取締役および従業員に周知するとともに、監査役が必要なときに閲覧が可能な体制を構築する。

(9) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

・「監査役監査基準」を取締役および従業員に周知し、監査役監査の重要性等について社内の認識を高める。
・監査役会の監査方針および監査計画は、取締役会の報告事項とし、かつ社内に周知する。
・監査状況について、定期的に社長および担当取締役が報告を受ける。
・監査役と取締役との意見交換会を開催する。
・その他、監査役から監査役監査の実効性確保に関する要請があった場合は、取締役および従業員は誠実に対応する。

(10) 財務報告の信頼性を確保するための体制

・当社グループの財務報告の信頼性を確保するため、金融商品取引法その他の関係法令に基づき、財務報告の基本方針および内部統制基本規程を定め、財務報告に係る内部統制の整備および運用の体制・仕組みを構築するとともに、その体制が適正に機能することを継続的に評価し、必要な是正を行う。

(11) 反社会的勢力排除に向けた体制

・当社は、反社会的勢力（反社会的な個人または団体）との関係遮断には毅然とした態度で対応することを基本方針とする。これに基づき、従業員の行動指針において、反社会的勢力に対しては不当な要求に屈することのないよう毅然とした態度で臨み一切の関係を遮断する旨を定め、その徹底を図る。

（注） 本事業報告中の記載の金額及び株式数は表示単位未満の端数を切り捨てております。

連結貸借対照表

平成27年３月31日現在

（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
（資産の部）		（負債の部）	
流動資産	8,840	流動負債	4,939
現金及び預金	2,838	支払手形及び買掛金	1,799
受取手形及び売掛金	4,036	短期借入金	1,320
たな卸資産	1,338	1年内返済予定の長期借入金	599
未収入金	175	未払法人税等	229
繰延税金資産	118	未払費用	624
預け金	300	災害損失引当金	12
その他	79	その他	353
貸倒引当金	△45	固定負債	4,995
固定資産	8,218	社債	70
有形固定資産	5,295	長期借入金	1,944
建物及び構築物	1,868	退職給付に係る負債	2,662
機械装置及び運搬具	1,501	その他	318
工具、器具及び備品	198	負債合計	9,934
土地	1,577	（純資産の部）	
リース資産	71	株主資本	6,403
その他	78	資本金	1,925
無形固定資産	87	利益剰余金	4,500
投資その他の資産	2,834	自己株式	△21
投資有価証券	2,432	その他の包括利益累計額	△160
繰延税金資産	171	その他有価証券評価差額金	183
その他	270	為替換算調整勘定	841
貸倒引当金	△39	退職給付に係る調整累計額	△1,186
		少数株主持分	880
		純資産合計	7,124
資産合計	17,059	負債及び純資産合計	17,059

連結損益計算書

（平成26年４月１日から
平成27年３月31日まで）

（単位：百万円）

科目	金	額
売上高		16,963
売上原価		13,559
売上総利益		3,404
販売費及び一般管理費		2,232
営業利益		1,171
営業外収益		1,625
受取利息及び配当金	17	
為替差益	49	
不動産賃貸料	47	
持分法による投資利益	451	
環境対策引当金戻入益	982	
その他	76	
営業外費用		120
支払利息	108	
その他	11	
経常利益		2,676
特別利益		165
固定資産売却益	21	
投資有価証券売却益	21	
保険金収入	103	
負ののれん発生益	17	
その他	0	
特別損失		338
固定資産除売却損	108	
関係会社清算損	147	
減損損失	81	
その他	0	
税金等調整前当期純利益		2,503
法人税、住民税及び事業税	333	
法人税等調整額	△184	149
少数株主損益調整前当期純利益		2,354
少数株主利益		89
当期純利益		2,264

連結株主資本等変動計算書

（平成26年４月１日から
平成27年３月31日まで）

（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	1,925	901	3,601	△21	6,406
会計方針の変更による累積的影響額			△206		△206
会計方針の変更を反映した当期首残高	1,925	901	3,394	△21	6,199
当期変動額					
剰余金の配当			△24		△24
当期純利益			2,264		2,264
自己株式の取得				△2,035	△2,035
自己株式の消却		△2,035		2,035	－
利益剰余金から資本剰余金へ振替		1,133	△1,133		－
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	－	△901	1,106	△0	203
当期末残高	1,925	－	4,500	△21	6,403

	その他の包括利益累計額				少数株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	121	458	△1,338	△758	774	6,422
会計方針の変更による累積的影響額						△206
会計方針の変更を反映した当期首残高	121	458	△1,338	△758	774	6,216
当期変動額						
剰余金の配当						△24
当期純利益						2,264
自己株式の取得						△2,035
自己株式の消却						－
利益剰余金から資本剰余金へ振替						－
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	62	383	152	597	106	704
当期変動額合計	62	383	152	597	106	909
当期末残高	183	841	△1,186	△160	880	7,124

連　結　注　記　表

Ⅰ．連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記

１．連結の範囲に関する事項

連結子会社の数　　７社

主要な連結子会社の名称

株式会社トクデンプロセル、東特運輸株式会社、東特（浙江）有限公司、PT.TOTOKU INDONESIA

当連結会計年度において、TOTOKU（MALAYSIA）SDN.BHD.については、清算に伴い、連結の範囲から除いております。

主要な非連結子会社の名称

該当ありません。

２．持分法の適用に関する事項

持分法適用の関連会社の数　　６社

主要な持分法適用会社の名称

東特巻線株式会社、古河東特(香港)有限公司、BELTONTOTOKU Technology LTD.、BELTONTOTOKU Technology（HK）LTD.、BELTONTOTOKU PHILIPPINES,INC.

合同会社ベルトン・トウトク・テクノロジー

主要な持分法非適用の関連会社の名称

該当ありません。

３．連結子会社の事業年度に関する事項

連結子会社のうち、東特（浙江）有限公司、PT. TOTOKU INDONESIA、及びTTI LAGUNA PHILIPPINES INC.の決算日は12月31日でありますが、決算日の差異が３か月を超えていないため、本連結計算書類作成にあたっては、同日現在の計算書類を使用しております。なお、連結決算日との差異期間における重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

４．会計処理基準に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

有価証券

その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法

（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は総平均法により算定）

時価のないもの

総平均法による原価法

デリバティブ

時価法

たな卸資産
主として総平均法による原価法
（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法
有形固定資産（リース資産を除く）
当社及び連結子会社は定額法
金型は残存価額０（ゼロ）の定額法
無形固定資産（リース資産を除く）
定額法
なお、自社利用のソフトウェアは社内における利用可能期間（５年）による定額法
リース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を０（ゼロ）とする定額法

(3) 重要な引当金の計上基準
貸倒引当金
債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
役員退職慰労引当金
国内連結子会社の一部は役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく当連結会計年度末要支給額の全額を計上しております。
環境対策引当金
ポリ塩化ビフェニル（ＰＣＢ）の撤去等、環境関連費用の支出に備えるため、今後発生すると見込まれる金額を計上しております。
災害損失引当金
災害により被災した資産の復旧等に要する支出に備えるため、今後発生すると見込まれる金額を計上しております。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

①退職給付見込額の期間帰属方法

当社は退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

②小規模企業等における簡便法

一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職一時金制度については、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とし、企業年金制度については、直近の年金財政計算上の数理処理をもって退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

③数理計算上の差異、過去勤務費用及び会計基準変更時差異の費用処理方法

会計基準変更時差異については、主として15年による定額法により費用処理しております。

過去勤務費用については、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（15年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存期間以内の一定の年数（15年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。

(5) 重要なヘッジ会計の方法

①ヘッジ会計の方法

特例処理の要件を満たす金利スワップについては特例処理によっております。

②ヘッジ手段とヘッジ対象

(ヘッジ手段)	(ヘッジ対象)
金利スワップ	借入金の利息

③ヘッジ方針

金利スワップ取引は、借入金の範囲内で行うことにしており、投機目的のためのデリバティブ取引は行わない方針であります。

④ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジの有効性の評価方法については、金利スワップの特例処理により、有効性の評価を省略しております。

(6) その他の連結計算書類作成のための重要な事項

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

Ⅱ．会計方針の変更

（退職給付に関する会計基準等の適用）

「退職給付に関する会計基準」（企業会計基準第26号　平成24年５月17日。以下「退職給付会計基準」という。）及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第25号　平成27年３月26日。以下「退職給付適用指針」という。）を、退職給付会計基準第35項本文及び退職給付適用指針第67項本文に掲げられた定めについて当連結会計年度より適用し、退職給付債務及び勤務費用の計算方法を見直し、退職給付見込額の期間帰属方法を期間定額基準から給付算定式基準へ変更し、割当率の決定方法についても、従業員の平均残存勤務時間に近似した年数に基づく割引率から、退職給付の支払見込期間及び支払見込期間ごとの金額を反映した単一の加重平均割引率を使用する方法へ変更いたしました。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首において、退職給付債務及び勤務費用の計算方法の変更に伴う影響額を利益剰余金に加減しております。

この結果、当連結会計年度の期首の退職給付に係る負債が206百万円増加し、利益剰余金が206百万円減少しております。なお、当連結会計年度の営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益に与える影響は軽微であります。

Ⅲ．会計上の見積りの変更

（環境対策引当金）

従来より、当社はポリ塩化ビフェニル（ＰＣＢ）の撤去等、環境関連費用の支出に備えるため環境対策引当金を計上しておりましたが、当社の保有するＰＣＢ汚染物に関して民間業者での処理が可能となったことを契機に、処分費用の再見積りをした結果、従来の見積額との差額を環境対策引当金戻入益として営業外収益に計上しております。これにより、当連結会計年度の経常利益及び税金等調整前当期純利益は982百万円増加しております。

Ⅳ．連結貸借対照表に関する注記

１．有形固定資産の減価償却累計額　17,207百万円

２．担保に供している資産及び担保に係る債務

(1) 財団抵当に供している資産

建物及び構築物	616百万円
機械装置及び運搬具	261百万円
工具、器具及び備品	38百万円
土地	534百万円
計	1,450百万円

上記に対応する債務

１年内返済予定の長期借入金	20百万円
長期借入金	10百万円
計	30百万円

(2) (根)抵当権を設定している資産

建物及び構築物	784百万円
土地	262百万円
計	1,046百万円

上記に対応する債務

短期借入金	430百万円
１年内返済予定の長期借入金	30百万円
長期借入金	77百万円
計	538百万円

３．受取手形割引高及び裏書譲渡高

受取手形割引高	67百万円
受取手形裏書譲渡高	28百万円

Ⅴ．連結株主資本等変動計算書に関する注記

１．当連結会計年度末における発行済株式の種類及び総数

普通株式　6,808,788株

２．配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額（百万円）	1株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日	配当の原資
平成26年６月26日株主総会	Ａ種優先株式	12	6,745	平成26年３月31日	平成26年６月27日	利益剰余金
平成26年10月31日取締役会	Ａ種優先株式	12	6,525	平成26年９月30日	平成26年10月31日	利益剰余金

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの

決議	株式の種類	配当金の総額（百万円）	1株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日	配当の原資
平成27年６月25日株主総会	普通株式	135	20	平成27年３月31日	平成27年６月26日	利益剰余金

Ⅵ. 金融商品に関する注記

1．金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については、短期的な預金等に限定し、また、資金調達については銀行借入による方針であります。デリバティブは、借入金の金利変動リスクを回避するために利用し、投機的な取引は行いません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、当社グループの与信管理規程に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、主な取引先の信用状況を定期的に把握する体制としております。

投資有価証券である株式は、市場価格の変動リスクに晒されておりますが、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、定期的に把握された時価が取締役会に報告されております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、そのほとんどが１年以内の支払期日であります。

借入金のうち、短期借入金は主に営業取引に係る資金調達であり、長期借入金は主に設備投資に係る資金調達であります。変動金利の借入金は、金利の変動リスクに晒されておりますが、このうち長期のものの一部については、支払金利の変動リスクを回避し、支払利息の固定化を図るために、個別契約ごとにデリバティブ取引（金利スワップ取引）をヘッジ手段として利用しております。ヘッジの有効性の評価方法については、金利スワップの特例処理の要件を満たしているため、その判定をもって有効性の評価を省略しております。

デリバティブ取引の執行・管理については、取引権限を定めた社内規程に従って行っており、また、デリバティブの利用にあたっては、信用リスクを軽減するために、格付けの高い金融機関とのみ取引を行っております。

また、営業債務や借入金は、流動性リスクに晒されておりますが、当社グループでは、各社が資金繰計画を作成するなどの方法により管理しております。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

「金融商品の時価等に関する事項」におけるデリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

２．金融商品の時価等に関する事項

平成27年３月31日（当期の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません。

（単位：百万円）

	連結貸借対照表計上額	時　価	差　額
(1) 現金及び預金	2,838	2,838	－
(2) 受取手形及び売掛金	4,036	4,036	－
(3) 未収入金	175	175	－
(4) 預け金	300	300	
(5) 投資有価証券　その他有価証券	746	746	－
資　産　計	8,096	8,096	－
(1) 支払手形及び買掛金	1,799	1,799	－
(2) 短期借入金	1,320	1,320	－
(3) 長期借入金	2,543	2,549	5
(4) 社債	70	71	1
負　債　計	5,733	5,741	7

なお、１年内返済予定の長期借入金は長期借入金に含めて記載しております。

（注１）金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資産

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金、(3) 未収入金、(4) 預け金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(5) 投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。その他有価証券に関する連結貸借対照表計上額と取得原価との差額は以下のとおりであります。

（単位：百万円）

	種類	取得原価	連結貸借対照表計上額	差　額
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えているもの	株式	270	718	447
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	36	28	△8
合　計		306	746	439

負債

(1) 支払手形及び買掛金、(2) 短期借入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様に新規借入を行った場合に想定される金利で割り引いて算出する方法によっております。変動金利による長期借入金は金利スワップの特例処理の対象とされており、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を、同様の借入を行った場合に適用される合理的に見積られる利率で割り引いて算定する方法によっております。

(4) 社債

社債の時価については、元利金の合計額を当該社債の残存期間及び信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定しております。

デリバティブ取引

(1) ヘッジ会計が適用されていないもの：該当するものはありません。

(2) ヘッジ会計が適用されているもの　：該当するものはありません。

（注２）時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

（単位：百万円）

区　　分	連結貸借対照表計上額
非上場株式	1,686
合　　計	1,686

これらについては、市場価格がなく、かつ、将来キャッシュ・フローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(4) 投資有価証券」には含めておりません。

（注３）金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

（単位：百万円）

	１年以内	１年超 ５年以内	５年超 10年以内	10年超
現金及び預金	2,838	－	－	－
受取手形及び売掛金	4,036	－	－	－
未収入金	175	－	－	－
預け金	300			
投資有価証券 その他有価証券のうち満期があるもの	－	－	－	－
合　　計	7,349	－	－	－

Ⅶ. １株当たり情報に関する注記

１株当たり純資産額	919.20円
１株当たり当期純利益	331.63円

Ⅷ. その他の注記

記載金額は表示単位未満の端数は切り捨てております。

貸借対照表

平成27年３月31日現在

（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
（資産の部）		（負債の部）	
流動資産	3,845,822	流動負債	1,481,690
現金及び預金	1,025,015	支払手形	69
受取手形	267,806	買掛金	703,156
売掛金	1,519,502	1年内返済予定の長期借入金	200,000
製品	248,854	リース債務	6,966
仕掛品	134,860	未払金	145,165
原材料及び貯蔵品	198,600	未払費用	291,920
未収入金	69,396	未払法人税等	61,020
前払費用	12,788	預り金	57,741
繰延税金資産	68,236	その他	15,650
預け金	300,000	固定負債	3,211,166
その他	781	長期借入金	1,800,000
貸倒引当金	△19	リース債務	3,619
固定資産	4,424,314	退職給付引当金	1,288,304
有形固定資産	2,327,162	その他	119,242
建物	813,679	負債合計	4,692,857
構築物	24,544	（純資産の部）	
機械及び装置	566,340	株主資本	3,528,888
車両運搬具	2,325	資本金	1,925,000
工具器具備品	89,756	利益剰余金	1,619,913
土地	770,449	その他利益剰余金	1,619,913
リース資産	3,160	繰越利益剰余金	1,619,913
建設仮勘定	56,906	自己株式	△16,025
無形固定資産	20,227	評価・換算差額等	48,390
ソフトウェア	2,450	その他有価証券評価差額金	48,390
電話加入権	10,350	純資産合計	3,577,278
リース資産	7,426		
投資その他の資産	2,076,924		
投資有価証券	145,747		
関係会社株式	506,927		
関係会社出資金	1,196,024		
長期貸付金	93,242		
長期前払費用	3,916		
繰延税金資産	103,879		
その他	61,733		
貸倒引当金	△34,546		
資産合計	8,270,136	負債及び純資産合計	8,270,136

損　益　計　算　書

（平成26年４月１日から
平成27年３月31日まで）

（単位：千円）

科目	金	額
売上高		6,610,716
売上原価		5,078,465
売上総利益		1,532,251
販売費及び一般管理費		1,088,232
営業利益		444,019
営業外収益		1,132,332
受取利息及び配当金	54,535	
為替差益	37,408	
不動産賃貸料	47,528	
環境対策引当金戻入益	982,555	
その他	10,304	
営業外費用		46,033
支払利息	30,716	
その他	15,316	
経常利益		1,530,317
特別利益		91,319
投資有価証券売却益	5,963	
保険金収入	84,632	
その他	723	
特別損失		155,125
固定資産売却損	198	
固定資産除却損	67,341	
関係会社清算損	5,697	
減損損失	81,887	
税引前当期純利益		1,466,511
法人税、住民税及び事業税	68,698	
法人税等調整額	△195,521	△126,822
当期純利益		1,593,334

株主資本等変動計算書

（平成26年４月１日から
平成27年３月31日まで）

（単位：千円）

	株主資本					
	資本金	資本剰余金			利益剰余金	
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計
当期首残高	1,925,000	901,141	－	901,141	1,391,620	1,391,620
会計方針の変更による累積的影響額					△206,633	△206,633
会計方針の変更を反映した当期首残高	1,925,000	901,141	－	901,141	1,184,987	1,184,987
当期変動額						
剰余金の配当					△24,549	△24,549
準備金から剰余金への振替		△901,141	901,141	－		
当期純利益					1,593,334	1,593,334
自己株式の取得						
自己株式の消却			△2,035,000	△2,035,000		
利益剰余金から資本剰余金への振替			1,133,858	1,133,858	△1,133,858	△1,133,858
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）						
当期変動額合計	－	△901,141	－	△901,141	434,925	434,925
当期末残高	1,925,000	－	－	－	1,619,913	1,619,913

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	△15,453	4,202,307	38,050	38,050	4,240,358
会計方針の変更による累積的影響額		△206,633			△206,633
会計方針の変更を反映した当期首残高	△15,453	3,995,674	38,050	38,050	4,033,725
当期変動額					
剰余金の配当		△24,549			△24,549
準備金から剰余金への振替		－			－
当期純利益		1,593,334			1,593,334
自己株式の取得	△2,035,571	△2,035,571			△2,035,571
自己株式の消却	2,035,000	－			－
利益剰余金から資本剰余金への振替		－			－
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）			10,340	10,340	10,340
当期変動額合計	△571	△466,786	10,340	10,340	△456,446
当期末残高	△16,025	3,528,888	48,390	48,390	3,577,278

個　別　注　記　表

Ⅰ．重要な会計方針に係る事項に関する注記

１．有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式

総平均法による原価法

その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法

（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は総平均法により算定）

時価のないもの

総平均法による原価法

２．デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

時価法

３．たな卸資産の評価基準及び評価方法

製品、原材料、仕掛品は総平均法による原価法

（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

貯蔵品は、最終仕入原価法による原価法

４．固定資産の減価償却の方法

有形固定資産（リース資産を除く）

定額法

金型は残存価額０（ゼロ）の定額法

無形固定資産（リース資産を除く）

定額法

なお、自社利用のソフトウェアは社内における利用可能期間（５年）による定額法

リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を０（ゼロ）とする定額法

５．重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。

なお、会計基準変更時差異については、15年による按分額を費用処理しており、過去勤務費用については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(15年)による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異については、各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（15年）による定額法により、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理し

ております。又、会計基準変更時差異、未認識過去勤務費用及び数理計算上の差異の貸借対照表における取扱いが連結計算書類と異なります。

環境対策引当金

ポリ塩化ビフェニル（ＰＣＢ）の撤去等、環境関連費用の支出に備えるため、今後発生すると見込まれる金額を計上しております。

６．ヘッジ会計の方法

特例処理の要件を満たす金利スワップについては特例処理によっております。

７．消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

Ⅱ．会計方針の変更

（退職給付に関する会計基準等の適用）

「退職給付に関する会計基準」（企業会計基準第26号　平成24年５月17日。以下「退職給付会計基準」という。）及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第25号　平成27年３月26日。）を当事業年度より適用し、退職給付債務及び勤務費用の計算方法を見直し、退職給付見込額の期間帰属方法を期間定額基準から給付算定式基準へ変更し、割当率の決定方法についても、従業員の平均残存勤務時間に近似した年数に基づく割引率から、退職給付の支払見込期間及び支払見込期間ごとの金額を反映した単一の加重平均割引率を使用する方法へ変更いたしました。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首において、退職給付債務及び勤務費用の計算方法の変更に伴う影響額を利益剰余金に加減しております。

この結果、当事業年度の期首の退職給付引当金が206,633千円増加し、利益剰余金が206,633千円減少しております。なお、当事業年度の営業利益、経常利益及び税引前当期純利益に与える影響は軽微であります。

Ⅲ．会計上の見積りの変更

（環境対策引当金）

従来より、当社はポリ塩化ビフェニル（ＰＣＢ）の撤去等、環境関連費用の支出に備えるため環境対策引当金を計上しておりましたが、当社の保有するＰＣＢ汚染物に関して民間業者での処理が可能となったことを契機に、処分費用の再見積りをした結果、従来の見積額との差額を環境対策引当金戻入益として営業外収益に計上しております。これにより、当事業年度の経常利益及び税引前当期純利益は982,555千円増加しております。

Ⅳ. 貸借対照表に関する注記

１．有形固定資産の減価償却累計額　11,967,714千円

２．担保に供している資産及び担保に係る債務

財団抵当に供している資産

建物	589,268千円
構築物	18,089千円
機械及び装置	259,343千円
車両運搬具	1,015千円
工具器具備品	38,050千円
土地	431,874千円
計	1,337,642千円

上記に対応する債務はありません。

３．保証債務

他の会社の金融機関等からの借入債務に対し、保証をおこなっております。

被保証者	保証総額	うち当社負担分
ＰＴ．ＴＯＴＯＫＵ　ＩＮＤＯＮＥＳＩＡ	240,540千円 (2,000千US＄)	240,540千円 (2,000千US＄)
東特（浙江）有限公司	223,816千円 (11,554千人民元)	223,816千円 (11,554千人民元)
合計	464,356千円	464,356千円

４．関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

短期金銭債権	531,316千円
長期金銭債権	90,000千円
短期金銭債務	207,494千円

Ⅴ. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

関係会社との取引高は下記のとおりです。

営業取引による取引高	
売上高	1,336,659千円
仕入高	1,514,780千円
営業取引以外の取引による取引高	
営業外収益	60,630千円
営業外費用	464千円

Ⅵ. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数

普通株式　12,009株

Ⅶ. 税効果会計に関する注記

１．繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
繰越欠損金	2,380,676千円
退職給付引当金	419,987千円
株式評価損	193,200千円
繰越外国税額控除	46,957千円
未払賞与	57,182千円
固定資産償却限度超過額	257,095千円
ゴルフ会員権評価損	4,710千円
その他	41,299千円
繰延税金資産小計	3,401,110千円
評価性引当額	△3,205,589千円
繰延税金資産合計	195,521千円
繰延税金負債	
有価証券評価差額金	△23,405千円
繰延税金負債小計	△23,405千円
繰延税金資純額	172,115千円

２．法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第９号）及び「地方税法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第２号）が平成27年３月31日に公布され、平成27年４月１日以後に開始する事業年度から法人税率等の引下げ等が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の35.14%から平成27年４月１日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については32.60%に、平成28年４月１日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については、31.83%となります。

この結果、繰延税金資産の金額（繰延税金負債の金額を控除した金額）が13,410千円減少し、法人税等調整額が15,233千円、その他有価証券評価差額金が1,823千円それぞれ増加しております。

Ⅷ. 関連当事者との取引に関する注記

1．親会社及び法人主要株主等

属性	会社名等の名称	議決権等の所有(被所有)割合	関係内容		取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
			役員の兼任等	事業上の関係				
親会社	古河電気工業㈱	(被所有)直接56.7%	あり	製品の販売、原材料の支給等、原材料等の購入、債務被保証	当社製品の販売	812,454	売掛金	54,667
					原材料の支給等	18,607	未収入金	4,114
					原材料等の購入	952,667	買掛金	122,810
					銀行借入に対する債務被保証	―	―	―
					保証料の支払い	464	未払費用	181

取引条件及び取引条件の決定方針等

(1) 価格その他の取引条件は、市場実勢等を勘案して、価格交渉の上で決定しております。

(2) 当社製品の販売については、価格その他の取引条件は当社と関連を有しない当事者と同様の条件によっております。

(3) 当社は、一部の銀行借入に対して親会社である古河電気工業株式会社より平成27年３月26日迄債務保証を受けており、年率0.15%の保証料を支払っております。

2．子会社及び関連会社等

属性	会社名等の名称	議決権等の所有(被所有)割合	関係内容		取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
			役員の兼任等	事業上の関係				
子会社	㈱トクデンプロセル	(所有)直接50.0%	あり	製品の販売	製品の販売	226,697	売掛金	95,714
							未収入金	132
子会社	東特(浙江)有限公司	(所有)直接100.0%	あり	製品の販売及び製品等の購入、債務保証	製品の販売	130,338	売掛金	18,046
							未収入金	17,637
					製品等の購入	389,633	買掛金	20,703
					銀行借入に対する債務保証	223,816		

属性	会社名等の名称	議決権等の所有(被所有)割合	関係内容		取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
			役員の兼任等	事業上の関係				
子会社	PT. TOTOKU INDONESIA	(所有)直接100.0%	あり	製品の販売及び製品等の購入、資金の援助、債務保証	製品の販売	42,141	売掛金	1,283
					原材料の支給	2,000	未収入金	1,597
					製品等の購入	19,985	買掛金	―
					資金の貸付	50,000	長期貸付金	50,000
					利息の受取	1,754	―	―
					銀行借入に対する債務保証	240,540	―	―

取引条件及び取引条件の決定方針等

(1) 価格その他の取引条件は、市場実勢等を勘案して、価格交渉の上で決定しております。

(2) 当社製品の販売については、価格その他の取引条件は当社と関連を有しない当事者と同様の条件によっております。

(3) 資金の貸付については、市場金利を勘案して決定しております。なお、担保は受け入れておりません。

3．兄弟会社等

属性	会社名等の名称	議決権等の所有(被所有)割合	関係内容		取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
			役員の兼任等	事業上の関係				
親会社の子会社	古河ファイナンス・アンド・ビジネス・サポート㈱	―	なし	資金の預入れ	資金の預入れ	300,000	預け金	300,000
					利息の受取	5	未収入金	5

取引条件及び取引条件の決定方針等

(1) 資金の貸付については、市場金利を勘案して決定しております。

Ⅸ．１株当たり情報に関する注記

１株当たり純資産額	526.32円
１株当たり当期純利益	232.64円

Ⅹ．その他の注記

記載金額は表示単位未満の端数は切り捨てております。

連結計算書類に係る会計監査人監査報告書

独立監査人の監査報告書

平成27年５月20日

東京特殊電線株式会社
取締役会御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　石黒一裕　㊞

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　村山孝　㊞

当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、東京特殊電線株式会社の平成26年４月１日から平成27年３月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、東京特殊電線株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

計算書類に係る会計監査人監査報告書

独立監査人の監査報告書

平成27年５月20日

東京特殊電線株式会社
取締役会御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　石黒一裕　㊞

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　村山孝　㊞

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、東京特殊電線株式会社の平成26年４月１日から平成27年３月31日までの第97期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告書

監　査　報　告　書

当監査役会は、平成26年４月１日から平成27年３月31日までの第97期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、監査部その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして、会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

２．監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

一　事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

二　取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

三　内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成27年５月20日

東京特殊電線株式会社　監査役会

常勤監査役 (社外監査役)	神　代　博　之	㊞
監　査　役 (社外監査役)	小　川　博　正	㊞
監　査　役 (社外監査役)	五　藤　　基	㊞
監　査　役 (社外監査役)	増　戸　清　隆	㊞

以　上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第１号議案　剰余金処分の件

当社は、収益状況、財務体質の強化、並びに今後の事業展開に備えるための内部留保等を総合的に勘案し、安定的な配当を実現していくことを基本方針としております。

株主の皆様には、これまで無配を続け大変ご迷惑をおかけいたしましたが、抜本的な事業構造改革の推進等により損益改善及び財務体質の改善が図れたこと並びにＡ種優先株式について自己株式として取得し消却が完了したこと等を勘案し、当期の期末配当につきましては、以下のとおり復配をいたしたいと存じます。

１．配当財産の種類
　金銭

２．配当財産の割当に関する事項及びその総額
　当社普通株式１株につき　　20円
　総　額　　135,935,580円

３．剰余金の配当が効力を生じる日
　平成27年６月26日

第２号議案　定款一部変更の件

１．提案の理由

(1)　「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）が平成27年５月１日に施行され、発行可能株式総数が効力発生日における発行済株式総数の４倍を超えないよう法制度化されたことに伴い、現行定款第５条（発行可能株式総数）について所要の変更を行うものであります。

(2)　株主の皆様へのサービス拡充の観点から、単元未満株式の買増し制度を導入いたしたく、定款第９条（単元未満株式の買増し）を新設し、これに伴う所要の変更を行うものであります。さらに条文の新設に伴い、現行定款第９条以下を１条ずつ繰り下げるものであります。

(3)　「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）が平成27年５月１日に施行され、新たに業務執行取締役等でない取締役及び社外監査役でない監査役との間でも責任限定契約を締結することが認められたことに伴い、当該取締役及び監査役についても、その期待される役割を十分に発揮できるよう、現行定款第29条第２項（取締役の責任軽減等）及び定款第38条第２項（監査役の責任軽減等）の一部を変更するものであります。なお、定款第29条第２項の変更につきましては、監査役全員の同意を得ております。

２．変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

（下線部は変更箇所を示します。）

現　　行	変　　更　　案
第１章　総則	第１章　総則
第１条～第４条（条文省略）	第１条～第４条（現行どおり）
第２章　株式	第２章　株式
（発行可能株式総数）	（発行可能株式総数）
第５条	第５条
当会社の発行可能株式総数は、176,000,000株とする。	当会社の発行可能株式総数は、27,200,000株とする。
第６条～第７条（条文省略）	第６条～第７条（現行どおり）

現　　行	変　　更　　案
（単元未満株主の権利） 第８条 　当会社の単元未満株主は、以下に掲げる権利以外の権利を行使できない。 (1)（条文省略） (2)（条文省略） (3)（条文省略） （新設）	（単元未満株主の権利） 第８条 　当会社の単元未満株主は、以下に掲げる権利以外の権利を行使できない。 (1)（現行どおり） (2)（現行どおり） (3)（現行どおり） (4)次条に定める請求をする権利
（新設）	（単元未満株式の買増し） 第９条 　当会社の株主は、株式取扱規則に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。
第９条（条文省略）	第10条（現行どおり）
（株式取扱規則） 第10条 　当会社の株主名簿、単元未満株式の買取り、手数料、その他株式に関する事項は、この定款に定めるもののほか、取締役会の定める「株式取扱規則」による。	（株式取扱規則） 第11条 　当会社の株主名簿、単元未満株式の取扱い、手数料、その他株式に関する事項は、この定款に定めるもののほか、取締役会の定める「株式取扱規則」による。
第11条（条文省略）	第12条（現行どおり）
第３章　株主総会 第12条～第17条（条文省略）	第３章　株主総会 第13条～第18条（現行どおり）
第４章　取締役および取締役会 第18条～第28条（条文省略）	第４章　取締役および取締役会 第19条～第29条（現行どおり）

現　　行	変　更　案
（取締役の責任軽減等） 第29条 １．（条文省略） ２．当会社は、会社法第427条第１項の規定により、社外取締役との間に、同法第423条第１項に規定する社外取締役の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。	（取締役の責任軽減等） 第30条 １．（現行どおり） ２．当会社は、会社法第427条第１項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、同法第423条第１項に規定する当該取締役の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。
第５章　監査役および監査役会	第５章　監査役および監査役会
第30条～第37条（条文省略）	第31条～第38条（現行どおり）
（監査役の責任軽減等） 第38条 １．（条文省略） ２．当会社は、会社法第427条第１項の規定により、社外監査役との間に、同法第423条第１項に規定する社外監査役の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。	（監査役の責任軽減等） 第39条 １．（現行どおり） ２．当会社は、会社法第427条第１項の規定により、監査役との間に、同法第423条第１項に規定する当該監査役の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。
第６章　会計監査人	第６章　会計監査人
第39条～第42条（条文省略）	第40条～第43条（現行どおり）
第７章　計算	第７章　計算
第43条～第46条（条文省略）	第44条～第47条（現行どおり）

第３号議案　取締役８名選任の件

取締役全員（８名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役８名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
1	立川　直臣（たちかわ　なおおみ） （昭和26年１月27日）	昭和50年４月　古河電気工業株式会社入社 平成17年６月　同社執行役員人事総務部長 平成19年６月　同社執行役員常務人事総務部長 平成20年６月　同社取締役兼執行役員常務ＣＳＯ 平成21年１月　同社取締役兼執行役員常務ＣＳＯ兼経営企画室長 平成22年４月　同社取締役兼執行役員常務ＣＳＯ 平成22年６月　当社取締役社長 現在に至る	2,800株
2	石川　宏（いしかわ　ひろし） （昭和17年４月20日）	昭和42年４月　日本電信電話公社入社 平成８年６月　日本電信電話株式会社取締役ネットワーク部長 平成９年６月　同社常務取締役再編成室次長 平成11年４月　株式会社エヌ・ティ・ティ　エムイ一代表取締役副社長 平成14年４月　同社代表取締役社長 平成16年６月　エヌ・ティ・ティ・アドバンステクノロジ株式会社代表取締役社長 平成19年６月　同社相談役 平成20年６月　当社取締役 現在に至る 平成20年７月　エヌ・ティ・ティ・アドバンステクノロジ株式会社特別顧問 平成25年３月　同社特別顧問退任	0株

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
3	米山直人（よねやまなおと） （昭和24年９月24日）	昭和47年４月　富士電機製造株式会社（現、富士電機株式会社）入社 平成７年６月　同社電力事業本部水力事業部技術部長 平成19年７月　富士電機システムズ株式会社取締役兼発電プラント本部長 平成23年４月　富士電機株式会社執行役員兼エネルギー事業本部長 平成23年６月　同社取締役執行役員兼エネルギー事業本部長 平成24年７月　同社取締役執行役員常務兼発電・社会インフラ事業本部長 平成26年６月　同社特別顧問 現在に至る 当社取締役 現在に至る （重要な兼職の状況） 古河電池株式会社社外取締役	0株
4	森平英也（もりだいらひでや） （昭和40年７月13日）	平成２年４月　古河電気工業株式会社入社 平成14年３月　同社知的財産部特許戦略企画室主査 平成25年４月　同社戦略本部経営企画室主査 平成26年４月　同社戦略本部経営企画室長 現在に至る 平成26年６月　当社取締役 現在に至る	0株
5	小相澤久（こあいざわひさし） （昭和34年４月７日）	昭和59年４月　古河電気工業株式会社入社 平成８年５月　同社設備部設備開発部新プロセス開発室長 平成14年５月　同社設備部生産技術開発センタープロセス開発部長 平成16年４月　同社設備部生産技術開発センター長 平成21年５月　同社知的財産部プロセスユニットシニアマネージャー 平成22年６月　当社取締役兼執行役員研究開発部、設備部担当 平成24年４月　当社取締役兼執行役員研究開発部、知的財産部、設備部担当 平成25年３月　当社取締役兼執行役員研究開発部長 平成25年７月　当社取締役兼執行役員技術統括部長 現在に至る	3,000株

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
6	国安哲史（くにやすてつじ） （昭和33年７月23日）	昭和56年４月　古河電気工業株式会社入社 平成20年６月　同社情報通信カンパニー企画管理部長 平成22年４月　同社ＣＳＲ推進本部監査部長 平成25年４月　同社監査部長 平成26年４月　当社顧問 平成26年６月　当社取締役兼執行役員経営企画部長、経理担当 現在に至る	100株
7	小宮山秀俊（こみやまひでとし） （昭和34年３月６日）	昭和56年４月　当社入社 平成21年６月　東特(浙江)有限公司総経理 平成24年１月　当社電線事業部副事業部長 平成24年４月　当社電線事業部長 平成24年６月　株式会社特電取締役社長 平成24年11月　当社執行役員電線事業部長 平成25年３月　当社執行役員電線・デバイス事業部長 平成25年６月　当社取締役兼執行役員電線・デバイス事業部長 現在に至る	100株
8	北澤登与吉（きたざわとよきち） （昭和34年４月１日）	昭和56年４月　当社入社 平成13年６月　当社人事グループ部長 平成16年６月　当社経営企画・総務グループ部長 平成20年４月　当社人事総務部長 平成22年11月　当社執行役員人事総務部長、情報システム部担当 平成23年５月　アットライフ株式会社取締役社長 現在に至る 平成25年３月　当社執行役員管理部長 平成25年６月　当社取締役兼執行役員管理部長 現在に至る （重要な兼職の状況） アットライフ株式会社取締役社長	1,100株

（注）１．各候補者と当社との間にはいずれも特別の利害関係はありません。
２．石川　宏、米山直人の両氏は、社外取締役候補者であり、東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員である旨の独立役員届出書を提出しております。
３．社外取締役候補者に関する事項
①　石川　宏、米山直人、森平英也の各氏は、社外取締役候補者であります。
②　社外取締役候補者とした理由等は、以下のとおりです。
・石川　宏氏は、現在当社の社外取締役であり、その在任期間は本総会終結の時をもって７年となります。
同氏は、エヌ・ティ・ティ・アドバンステクノロジ株式会社の代表取締役社長等を歴任されており、経営全般に関する豊富な知識、経験から、当社の経営全般に対し助言をいただき、経営監督機能の強化に貢献していただけるものと判断し、社外取締役として選任をお願いするものであります。

・米山直人氏は、現在当社の社外取締役であり、その在任期間は本総会終結の時をもって１年となります。
　同氏は、富士電機株式会社の取締役執行役員常務等を歴任されており、経営全般に関する豊富な知識、経験から、当社の経営全般に対し助言をいただき、経営監督機能の強化に貢献していただけるものと判断し、社外取締役として選任をお願いするものであります。
・森平英也氏は、現在当社の社外取締役であり、その在任期間は本総会終結の時をもって１年となります。
　同氏は、当社の特定関係事業者（親会社）である古河電気工業株式会社の知的財産部特許戦略企画室主査、戦略本部経営企画室長等を歴任され、経営全般に関する豊富な知識、経験から、当社の経営全般に対し助言をいただき、経営監督機能の強化に貢献していただけるものと判断し、社外取締役として選任をお願いするものであります。なお、同氏は過去２年間同社より給与等の報酬を受けており、今後も受ける予定であります。

③　責任限定契約の締結内容の概要

当社は、定款において社外取締役の責任限定契約に関する規定を設けており、石川宏、米山直人、森平英也の各氏は社外取締役として、当社との間で当該責任限定契約を締結しております。当該定款に基づく賠償責任限度額は、その職務を行うにあたり善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第１項に定める最低責任限度額であります。

なお、社外取締役の選任が承認された場合は、すべての社外取締役に対して引き続き同様の内容の契約を締結する予定であります。

第４号議案　監査役１名選任の件

監査役小川博正氏は、本総会終結の時をもって辞任されますので、監査役１名の補欠選任をお願いするものであります。

なお、補欠選任されます監査役の任期は、当社定款の規定により、前任者の残任期間となります。

また、本議案の提出に関しましては、予め監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

氏名 （生年月日）	略歴、地位及び 重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
佐藤哲哉 （昭和27年12月４日）	昭和50年４月　通商産業省（現、経済産業省）入省 平成13年１月　原子力安全・保安院審議官 平成14年７月　大臣官房審議官 平成16年６月　退官 平成16年７月　商工組合中央金庫（現、㈱商工組合中央金庫）理事 平成18年７月　同理事退任 平成18年８月　古河電気工業株式会社執行役員輸出管理室長 平成19年２月　同社執行役員ＣＳＲＯ兼ＣＳＲ推進本部長兼同本部輸出管理室長 平成19年６月　同社取締役兼執行役員ＣＳＲＯ兼ＣＳＲ推進本部長兼同本部輸出管理室長 平成21年６月　同社取締役兼執行役員常務ＣＳＲＯ兼ＣＳＲ推進本部長兼同本部輸出管理室長 平成22年６月　当社監査役 平成24年４月　古河電気工業株式会社取締役兼執行役員常務ＣＳＯ 平成24年６月　当社監査役退任 平成25年４月　古河電気工業株式会社取締役兼執行役員常務戦略本部長兼同本部スマートグリッド推進室長 平成25年９月　同社取締役兼執行役員常務戦略本部長兼同本部スマートインフラ推進室長 平成26年４月　同社取締役兼執行役員専務戦略本部長兼同本部スマートインフラ推進部長 平成27年４月　同社取締役（常勤） 現在に至る （重要な兼職の状況） 古河電池株式会社社外取締役 原子燃料工業株式会社社外監査役 株式会社ＵＡＣＪ社外監査役	0株

（注）１．候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

２．社外監査役候補者に関する事項

①　佐藤哲哉氏は、社外監査役候補者であります。

②　社外監査役候補者とした理由は、以下のとおりです。

同氏は、古河電気工業株式会社の取締役であり、ＣＳＲ等に関する専門知識並びに経営全般に関する幅広い知識を当社の監査に反映していただくため、監査役として選任をお願いするものであります。

同氏が、取締役在任中である古河電気工業株式会社において平成22年５月に、光ファイバケーブル及び同関連製品に関し、独占禁止法に違反する行為があったとして、公正取引委員会より排除措置命令及び課徴金納付命令を受けました。平成23年９月には、自動車用ワイヤハーネス製品取引に係るカルテルに関し、米国司法省と司法取引契約を締結し、その後の裁判手続において罰金が課され、日本でも平成24年１月に同製品取引に関する公正取引委員会の命令が出されております。平成25年４月には、自動車用ワイヤハーネス製品取引に係るカルテルに関し、カナダ当局より罰金を課せられました。平成25年７月には、同社及び子会社の古河ＡＳ株式会社が自動車用ワイヤハーネス製品取引に係るカルテルについて欧州委員会より制裁金を課す決定を受けました。平成25年12月及び平成26年１月には、架空送電工事について、独占禁止法に違反する行為があったとして公正取引委員会より排除措置命令及び課徴金納付命令を受けました。平成26年４月には、電力ケーブル事業に関し競争法違反行為があったとして、欧州委員会より制裁金を課す決定を受けました。なお、本決定に対しては、制裁金の取消しまたは減額を求め欧州普通裁判所へ提訴しています。平成26年８月には、自動車用部品取引に係るカルテルに関し、中国において独占禁止法違反により制裁金を課す決定を受けました。

同氏は、上記の事実の判明時までこれらの事実を認識しておりませんでしたが、これらの事実を受け、コンプライアンスはあらゆる事業活動の前提であるとの認識のもと、社外有識者を中心とした第三者調査委員会による再発防止提言を含む報告書に基づき、法令遵守、企業倫理の更なる徹底を図るとともに、このような問題の発生を防止するための社内ルール、手続の制定・改善や、法令遵守教育の徹底、内部監査部門によるモニタリングの強化など再発防止策を講じております。

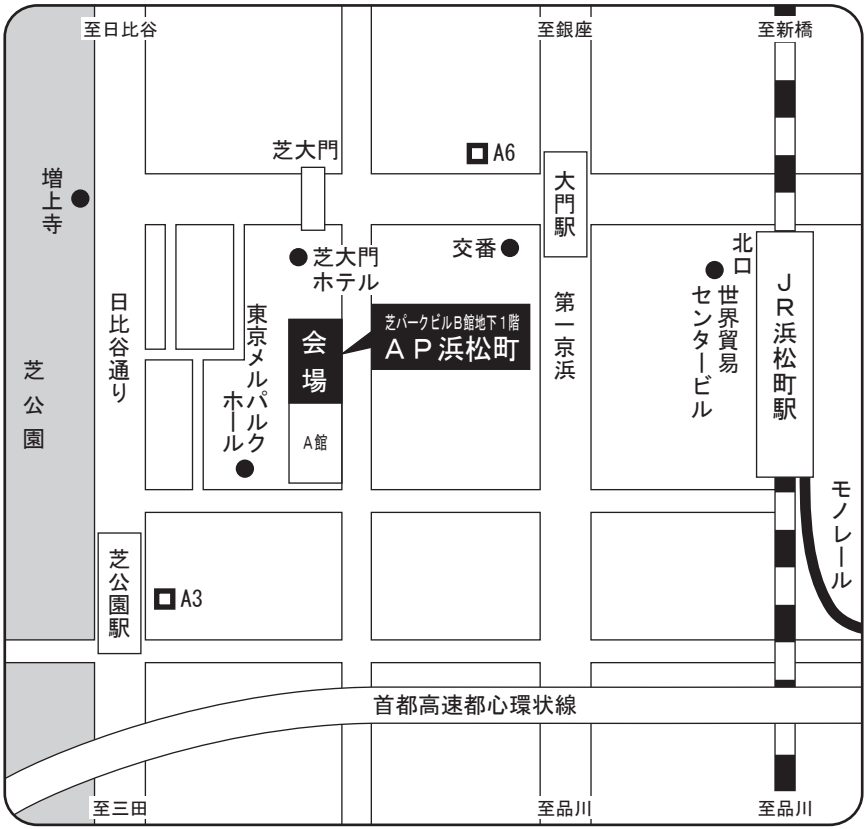
③　責任限定契約の締結の予定について

当社は、定款において社外監査役の責任限定契約に関する規定を設けており、その賠償責任限度額は、その職務を行うにあたり善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第１項に定める最低責任限度額であります。本議案が承認された場合は、同氏と当社との間で当該責任限定契約を締結する予定であります。

以上

株主総会会場ご案内図

東京都港区芝公園二丁目４番１号
芝パークビルＢ館地下１階
「コンベンションホールＡＰ浜松町」ルームＡ
電話　03-5405-6109



〔会場への交通機関〕

都営三田線「芝公園駅」（Ａ３出口）	徒歩約３分
都営浅草線・大江戸線「大門駅」（Ａ６出口）	徒歩約３分
ＪＲ「浜松町駅」（北口）	徒歩約７分

(ご注意)駐車場のご用意はいたしておりませんので、お車でのご来場はご遠慮くださいますよう、お願い申しあげます。

VEGETABLE OIL INK